

東京都公報

発行
東京都

目次

77

規則

○東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（福祉局生活福祉部企画課）…

規則

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十五号

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成八年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「次に掲げる部分」の下に「（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分）」を加え、同項第二号中「一以上の」を削り、「経路」の下に「（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあつては、当該観覧席又は客席の出入口と車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、別表第五 十一の項(一)(2)に掲げる基準に適合する場所（以下「車椅子使用者用部分」という。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を含む。）」を加え、同項第四号及び第六号中「一以上の」

を削り、「経路」の下に「（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加える。

別表第三 一の項(一)中「経路」の下に「（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同項(二)中「八の項(一)に掲げる構造の」を削り、「経路」の下に「（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同項(三)中「経路」の下に「（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同表八の項を次のように改める。

八 便 所

- (一) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。
- ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を一年以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- イ 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の潜在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- (2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。
- (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。
- (二) (一)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち一年以上に、車椅子使用者用便房を一年以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一年以上）に規定する便所を設ける場合にあつては、それぞれ一年以上（当該車椅子使用者用便房を一年以上）に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）に設けなければならない。
- (三) (一)の規定により(一)に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち一年以上（次に掲げる(1)の場合にあつては、(1)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を一年以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合に

- あつては、それぞれ一年以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。
- (1) 当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(一)に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該便所の数とする。
- ア 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二
- イ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数（その数に二未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- (2) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一年以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一年以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- イ 便所設置階の(一)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(一)に規定する便所に設ける場合
- ウ 次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合
- ロ 男子用の(一)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(一)に規定する便所のうち一年以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、(三)（1）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一年以上設ける場合
- ロ 女子用の(一)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(一)に規定する便所のうち一年以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、(三)（1）に掲げる上（当該便所設置階の床面積が一平方メートルを超える場合にあつては、(三)（1）に掲げる

(四) 二から四までに定めるもののほか、一の規定により設ける(二)に規定する便所のうち一以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(五) 二から四までに定めるもののほか、一の規定により設ける(二)に規定する便所のうち一以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(六) 二から四までに定めるもののほか、一の規定により設ける(二)に規定する便所のうち一以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。

(七) 二から四までに定めるもののほか、一の規定により設ける(二)に規定する便所のうち一以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)は、次に掲げる構造としなければならない。

(1) 床面には、段差を設けないこと。

(2) 大便器は、一以上を腰掛式とすること。

(3) 腰掛式とした大便器の一以上に、手すりを設けること。

(四) 二から四までに定めるもののほか、一の規定により設ける(二)に規定する便所であつて、男子用小便器を設けるものうち一以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。

場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

エ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける（一）に規定する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に（本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（二）に規定する施設が（二）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の（一）に規定する便所及び女子用の（一）に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

(3) 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。

ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表すこと。

(四) (一)及び(三)に定めるもののほか、(一)の規定により設ける(一)に規定する便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

別表第三 十一の項を次のように改める。

十一 観覧席・客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。 (イ) 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げるものでなければならない。 (ロ) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を設けることができるものとする。 (ハ) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次に掲げるものとする。 ア 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が百以下の場合 二 イ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が百を超え、二百以下の場合 当該座席の数の五分の一を乗じて得た数（その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） ロ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が二百を超える場合 当該座席の数の百分の一を乗じて得た数（その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数 (2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、九十センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。 ロ 床は平らとすること。 エ 車椅子使用者のサイトライズ（可視線）に配慮した位置に設けること。 オ 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。 (ニ) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が二百を超える場合には、二箇所以上に分散して設けなければならない。 (三) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。
-----------	--

別表第三 十三の項を次のように改める。

十三 駐車場	(イ) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合においては、当該駐車場の合計数に五十分の一を乗じて得た数（その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数））以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車やバスを駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合 (2) (イ)に規定する駐車場及び(ロ)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合する場合 ア 当該(イ)に規定する駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。 イ 当該(イ)に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該(イ)に規定する駐車場を二以上設ける場合においては、当該(イ)に規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このイにおいて同じ。）及び当該(イ)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合においては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該(イ)に規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該(イ)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合においては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に五十分の一を乗じて得た数（その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。
--------	--

5	令和7年7月31日（木曜日）	東京都公報	(増刊 77)
			別表第四 一の項(二)中「八の項(二)(1)に掲げる構造の」を削り、同表八の項を次のように改める。
			(一) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 (2) 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(三)において同じ。）までの経路の長さかできるだけ短くなる位置に設けること。 (三) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

八 便 所

- (一) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。
- ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- イ 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる
- (2) 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。
- (3) 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (二) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者便房を一以上に（当該車椅子使用者便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。
- (三) (一)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち一以上（次に掲げる(1)の場合にあつては、(1)に定める数以上）に、車椅子使用者便房を一以上（当該車椅子使用者便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。
- (1) 当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合には、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合には、当該多数の者が利用する便所の数とする。

- ア 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 一
- イ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- (2) 車椅子使用者が車椅子使用者便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者便房を一以上（当該車椅子使用者便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- イ 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合
- ウ 次のア又はイに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該ア又はイに定める場合
- ウ 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合には、(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者便房を一以上設ける場合
- ウ 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合には、(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者便房を一以上設ける場合
- エ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合には

つては、当該階数に相当する数）に（三本文の規定により床面積が平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（二）に規定する施設が（二）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男用及び女用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

(3) 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。

ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

四 (一)及び(三)に定めるもののほか、(一)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち一以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

五 (一)から(四)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち一以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）は、次に掲げる構造としなければならない。

(1) 床面には、段差を設けないこと。

(2) 大便器は、一以上を腰掛式とすること。

(3) 腰掛式とした大便器の一以上に、手すりを設けること。

(4) (一)から(四)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける多数の者が利用する便所であつて、男子用小便器を設けるものうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。

別表第四 十一の項を次のように改める。

十一 駐車場	(一) 多数の者が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。 (1) 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場の総数。②において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数に二未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) (2) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に二未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数 (二) (一)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。 (1) 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車駐車させる構造のもの(以下「多数利用機械式駐車場」という。)であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合 (2) 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合する場合 ア 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。 イ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数(当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数)及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該多数の者が利用する駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数)の合計数が(一)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。
--------	--

- (3) 改修を行う場合であつて、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合
- ア 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める数
- (イ) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車施設の数(当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下(ロ)及び(ハ)において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数に二未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)
- (ロ) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に二未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数
- イ 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 一
- (三) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
- (2) 当該車椅子使用者用駐車施設から多数の者が利用する居室等(以下この項において「利用居室等」という。当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。四において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- 四 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

八 便所

- (一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。
- ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を二以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- イ 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第一の一の部及び二の部の都市施設のうち、令（平成十八年政令第百七十九号）第五條第一号に定める公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設にあつては多数の者（以下この項において「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- (2) 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。
- (3) 不特定多数利用便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (二) 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便所を二以上（当該車椅子使用者用便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。
- (三) (一)の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち一以上（次に掲げる(1)の場合にあつては、(1)に定める数以上）に、車椅子使用者用便所を二以上（当該車椅子使用者用便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合

別表第五 一の項(一)中「すべて」を「全て」に改め、同項(一)(1)中「経路」の下に「当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含み、」を加え、同項(一)(2)中「車いす使用者用便所」を「車椅子使用者用便所」に、「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、「経路」の下に「(当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。)」を加え、同項(一)(3)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、「経路」の下に「(当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。)」を加え、同表八の項を次のように改める。

ける場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用

便房を一以上設ける場合

エ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未

満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一米満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設け

る不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあって

は、当該階数に相当する数）に（三）本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置

階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（二）に規定する施設が（二）に規定する

位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子

使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者

用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子

用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所に設ける階に限る。）を設

ける場合

（3）車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。

ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

（四）（二）及び（三）に定めるもののほか、（一）の規定により設ける不特定多数利用便所のうち一以上には、

高齢者、障害者等が円滑に利用することができ、構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便

房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

（五）（四）から側までに定めるもののほか、（一）の規定により設ける不特定多数利用便所のうち一以上に

は、ベビーカーその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上（当該便房

にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用

便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる（二）の場合は、この限りでない。

（1）当該階の床面積が一平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次

の「ア又はイ」に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使

用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所

の数とする。

ア 便所設置階の床面積が一平方メートルを超え、四平方メートル以下の場合 二

イ 便所設置階の床面積が四平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二分

の一を乗じて得た数（その数に一米満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

（2）車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当

するものとする。

ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以

上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ

一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

イ 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当

該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合

ウ 次の「ア又はイ」に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該「ア又はイ」に定める場合

（イ）男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち

一以上（当該便所設置階の床面積が一平方メートルを超える場合には、（三）（1）に掲

げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用

便房を一以上設ける場合

（イ）女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち

一以上（当該便所設置階の床面積が一平方メートルを超える場合には、（三）（1）に掲

別表第五 十一の項を次のように改める。

十一 観覧席・客席 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。 (一) に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。 (2) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。 ア 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が四百以下の場合 一 イ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数の二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、九十センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。 ウ 床は平らとすること。 エ 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 (二) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。	に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。 (イ) から(四)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）には、ペーパーレスの他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く）。 (四) (一)から(イ)までに定めるもののほか、(一)の規定により設ける不特定多数利用便所であつて、男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。
--	--

別表第六 一の項(二)中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表八の項を次のように改める。

八 便 所

- (一) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。
- ア 直接地上へ通する出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を一年以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- イ 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階、その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- (2) 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。
- (3) 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (二) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち一年以上に、車椅子使用者用便房を一年以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一年以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。
- (1) 当該階の床面積が一万平方メートルを超えている場合は、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該多数の者が利用する便所の数とする。

つては、当該階数に相当する数）に（本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数）（2）に規定する施設が（2）に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房）の数差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房）の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。

（3）車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。

ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

（4）（2）及び（3）に定めるもののほか、（1）の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち一以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。

（5）（2）から（4）までに定めるもののほか、（1）の規定により設ける多数の者が利用する便所であつて、男子用小便器を設けるものうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ）が三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

ア 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 一
イ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超え、八万平方メートル以下の場合 二
の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

（2）車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

イ 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

ウ 次の（イ）又は（ロ）に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該（イ）又は（ロ）に定める場合

ロ 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、（3）（1）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

ロ 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、（3）（1）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

エ 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、一部

つては、当該階数に相当する数）に（本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数）（2）に規定する施設が（2）に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房）の数差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房）の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。

（3）車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。

ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

（4）（2）及び（3）に定めるもののほか、（1）の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち一以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。

（5）（2）から（4）までに定めるもののほか、（1）の規定により設ける多数の者が利用する便所であつて、男子用小便器を設けるものうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ）が三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

別表第六 十一の項を次のように改める。

十一 駐車場

- (一) 多数の者が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。
- (1) 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車施設の総数。②において同じ。)が二百以下の場合、当該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数に二未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数
- (2) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合、当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に二未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数
- (二) (一)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。
- (1) 多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することや可能な場所が一以上設けられている場合
- (2) 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合する場合
- ア 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することや可能な場所が一以上設けられていること。
- イ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数(当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数利用機械式駐車場の総数)及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該多数の者が利用する駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数利用機械式駐車場の総数)の合計数が(一)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。
- (3) 改修を行う場合であつて、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合

- ア 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合、次の(一)又は(二)に掲げる場合の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める数
- (一) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数(当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下(一)及び(二)において同じ。)が二百以下の場合、当該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数に二未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)
- (二) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合、当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に二未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数
- イ 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合、一
- (1) 幅は、三百五十七センチメートル以上とすること。
- (2) 当該車椅子使用者用駐車施設から多数の者が利用する居室等(以下この項において「利用居室等」という。当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。例において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- 四 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

別記第五号様式を次のように改める。

特定都市施設整備項目表（共同住宅等以外の建築物用）

(日本産業規格A列4番)

(第3月)

観覧席・名称	1	次に掲げる基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を、座席の数が100以下の場合2以上、100を超える200(※7)以下の場合1/50以上、200を超える2,000以下の場合1/100+2以上(※8)
観覧席の通路	1	同席席の通路又はエレベーターを併設して設置
1	座席の数が200以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を2箇所以上に分散して設置	
2	座席の通路は、エレベーターに接続するもの	
3	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
4	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
5	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
6	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
7	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
8	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
9	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
10	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
11	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
12	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
13	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
14	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	

観覧席・名称	1	次に掲げる基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を、座席の数が100以下の場合2以上、100を超える200(※7)以下の場合1/50以上、200を超える2,000以下の場合1/100+2以上(※8)
観覧席の通路	1	同席席の通路又はエレベーターを併設して設置
1	座席の数が200以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を2箇所以上に分散して設置	
2	座席の通路は、エレベーターに接続するもの	
3	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
4	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
5	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
6	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
7	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
8	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
9	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
10	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
11	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
12	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
13	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
14	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	

観覧席・名称	1	次に掲げる基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を、座席の数が100以下の場合2以上、100を超える200(※7)以下の場合1/50以上、200を超える2,000以下の場合1/100+2以上(※8)
観覧席の通路	1	同席席の通路又はエレベーターを併設して設置
1	座席の数が200以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を2箇所以上に分散して設置	
2	座席の通路は、エレベーターに接続するもの	
3	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
4	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
5	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
6	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
7	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
8	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
9	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
10	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
11	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
12	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
13	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	
14	エレベーターは、エレベーターを併設して設置	

5 努力基準で上乗せされる基準(移動等円滑化経路等に追加される基準)

整備項目	整備内容	備考
エレベーター	1 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する際に停止すること	
及びその他	2 乗降ロープに緊急停止装置を備える	
乗降ロープ	3 扉の幅 140cm以上	28
	4 扉の厚さ 100mmを超えない構造	29
	5 車椅子の取回しに支障のない構造	
	6 扉内には、到着する際、扉、昇降機の出入口の戸の開閉を知らせる音響装置を設置	
	7 扉・乗降ロープに到着する際、車椅子使用者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する際に停止すること	
	8 乗降ロープに到着する際、車椅子使用者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する際に停止すること	
	9 その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造(※17)	
駅地内の通路	1 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	2 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	3 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	4 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	5 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	6 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	7 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	8 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	9 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	10 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	11 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	12 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	13 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	
	14 乗降ロープは、エレベーターに接続するもの	

(日本建築規格JIS A 4401)

別記第六号様式1表
(第1片)

便所(※1)	1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	2 便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ)は次に掲げるもの	
	① 車椅子使用者用便所(※4)を1以上設置	
	② 水廻り器具(オストメイト対応)が設置されている便所を1以上設置	
	③ 小便便を設ける場合、床置き式(便器式は、受け口の高さ35cm以下)を1以上設置	

を

便所(※1)	1 便所は次に掲げるもの	
	① 便所の数は、便所の設置に相当する敷地以上設置	3
	② 便所は特定の階に限ることなく、利用する上で支障がない位置に設置	
	③ 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	2 車椅子使用者用便所(※4)を1以上設置	4
	3 便所を設ける所の敷地のうち1以上(次に掲げる場合にあつてはその数以上)に車椅子使用者用便所を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置	
	① 多数の者が利用する部分の床面積が10,000㎡超える場合(大規模施設)を有する場合で、当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超え40,000㎡以下の場合又は、当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超える場合が20,000㎡以下に1以上を追加(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)	
	② 多数の者が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の場合(小規模施設)を有する場合は当該階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達することにより1以上設置(便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上設置)	
	4 水廻り器具(オストメイト対応)が設置されている便所を1以上設置	
	5 小便便を設ける場合、床置き式(便器式は、受け口の高さ35cm以下)を1以上設置	

に

駐車場(※3)	1 車椅子使用者用駐車場施設を1以上設置	
	① 幅 350cm以上	
	② 車椅子使用者用駐車場施設から利用居室までの通路の長さができるだけ短くなる位置	
	2 車椅子使用者用駐車場施設又は付近に利用居室までの通路についての誘導表示を設置	

を

駐車場(※3)	1 車椅子使用者用駐車場施設を駐車場敷の敷が200㎡以下の場合1は50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置	5
	2 車椅子使用者用駐車場施設は次に掲げるもの	
	① 幅 350cm以上	
	② 車椅子使用者用駐車場施設から利用居室までの通路の長さができるだけ短くなる位置	
	3 車椅子使用者用駐車場施設又は付近に利用居室までの通路についての誘導表示を設置	

に

① 移動等円滑化の措置等及びその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置

を

① 移動等円滑化の措置等及びその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置

に

② 通路面 段差の禁止		4
③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ		
④ 敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導プロットを敷設		5
⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※7)とする		
⑥ 建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)		
1 通路の有効幅200cm以上とし、当該部分の天井の高さ250cm以上とする		
⑦ 通路の床 段差の禁止		6

を

② 通路面 段差の禁止		7
③ 通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ		
④ 敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導プロットを敷設		8
⑤ 階段を設ける場合は、基準に定める構造(※7)とする		
⑥ 建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)		
1 通路の有効幅200cm以上とし、当該部分の天井の高さ250cm以上とする		
⑦ 通路の床 段差の禁止		9

に

改め、同様式1片
(第2片)

② 段の上下端に近接する踊り場の部分に点状プロット等(※8)を敷設

を

② 段の上下端に近接する踊り場の部分に点状プロット等(※8)を敷設

に

便所(※1)	1 便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ)に車椅子使用者用便所(※9)を1以上設置	
	2 次に掲げる便所(車椅子使用者用便所を除く)を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
	① 床面には段差を設けない	
	② 大便器は1以上を標準式	
	③ 標準式とした大便器及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)	

を

便所(※1)	1 車椅子使用者用便所(※9)を1以上設置。また、便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあつてはその数以上)に車椅子使用者用便所を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置	4
	① 多数の者が利用する部分の床面積が10,000㎡超える場合(大規模施設)を有する場合で、当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超え40,000㎡以下の場合又は、当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超える場合が20,000㎡以下に1以上を追加(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)	
	② 多数の者が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の場合(小規模施設)を有する場合は当該階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達することにより1以上設置(便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上設置)	
	2 次に掲げる便所(車椅子使用者用便所を除く)を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
	① 床面には段差を設けない	
	② 大便器は1以上を標準式	
	③ 標準式とした大便器及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)	

に

① 上下端には点状プロット等を敷設

を

① 上下端には点状プロット等を敷設

に

③ 段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状プロット等(※8)を敷設

を

③ 段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状プロット等(※8)を敷設

に

改め、同様式2片
(第2片)

1 幅は、85cm以上(特定経路等上の直接地上へ通する出入口・EVの幅・昇降機の出入口を除く)	10
2 直接地上へ通する出入口 幅100cm以上	11
1 幅 140cm以上	12
2 乗降ロビーに転落防止策を講ずること	
3 幅の奥行き 135cm以上	13
4 幅の幅 140cm以上	13
5 車椅子の転回に支障のない構造	13

を

4 この規則の施行の際、旧規則別記第二号様式、第五号様式及び第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
七〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

